

令和7年度 中小企業金融のしおり

山梨県の制度融資とは…

県と金融機関が協調して、原則として県信用保証協会の保証をつけて中小企業向けの融資を行います。

県が制度を定め、融資原資の一部を県が預託することにより、中小企業の皆様に低利率・固定、長期の資金を融資する仕組みとなっています。

金融機関にお申し込みいただき、金融機関と県信用保証協会の審査の後、融資が実行されます。

<https://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-sin/sinkousikin/sinkousikin.html>

山梨県 商工業振興資金

検索

令和8年2月の改正内容

- 成長やまなし応援融資
融資対象に「やまなし共育未来宣言(※)」参加事業者を追加
- その他字句の修正等

(※)「やまなし共育未来宣言」に関しては、同制度を所管する山梨県人口減少危機対策課(055-223-1845)までお問い合わせください。

融資全般についてのご相談は
中小企業金融相談窓口 TEL:055-223-1554

山梨県商工業振興資金のご相談は
山梨県産業振興課 TEL:055-223-1537

甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館3階

山梨県産業政策部

ご利用いただける方

県内に事業所があり、原則として1年以上事業を営んでいる中小企業者（法人・個人、組合及びNPO法人）

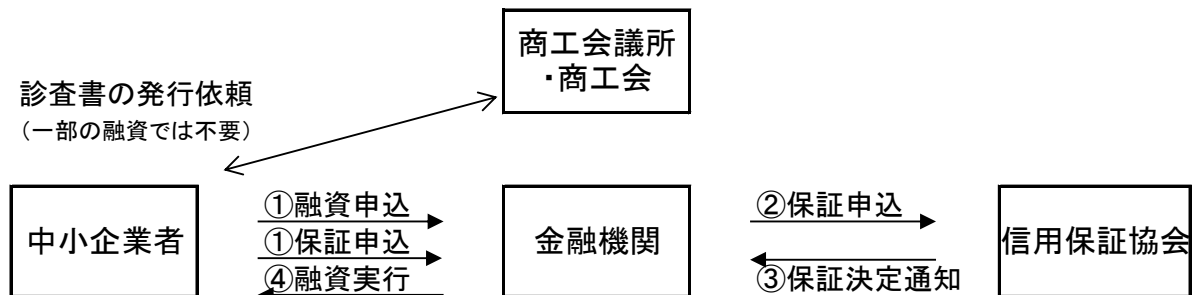
◇中小企業者とは：従業員数、資本金のいずれかが次に該当する企業

業種		従業員数	資本金・出資金
サービス業		100人以下	5千万円以下
小売業		50人以下	5千万円以下
卸売業		100人以下	1億円以下
製造業・その他(建設・運送・鉱業)		300人以下	3億円以下
特 例	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	900人以下	3億円以下
	ソフトウェア業	300人以下	3億円以下
	情報処理サービス業	300人以下	3億円以下
	旅館業	200人以下	5千万円以下
	医療法人	300人以下	(条件なし)

◇組合とは：法律に基づき設立された次の組合及びその連合会
事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合等

◇NPO法人とは：従業員数が300人（小売業の場合は50人、卸売業及びサービス業の場合は100人）以下のNPO法人

融資の流れ



◇ 金融機関・保証協会の審査の結果、ご希望に添えない場合もあります。ご了承ください。

◇ 保証を付けない融資についても、金融機関へお申し込みください。

取扱金融機関

山梨中央銀行	甲府信用金庫	山梨信用金庫	山梨県民信用組合	都留信用組合
商工組合中央金庫	みずほ銀行	りそな銀行	三井住友銀行	三菱UFJ銀行
JAクレイン	JAフルーツ山梨	JAふえふき	JA山梨みらい	JA南アルプス市
JA梨北	JA山梨信連			

※一部の融資については、都市銀行での取扱がありません。

「中小企業金融相談窓口」をご利用ください

県では「中小企業金融相談窓口」を設置し、県の融資制度の紹介や、様々な金融に関する相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。（来庁される場合は事前にご予約をいただけるとスムーズにご案内ができます。）

相談日	土曜、日曜、祝日を除く毎日
相談時間	午前9時～午後4時（正午から1時までを除く）
相談場所	県庁別館3階 中小企業金融相談室
相談体制	専門相談員1名（勤務日：水・木・金）、産業振興課員
問合せ先	中小企業金融相談窓口（産業振興課内）TEL055-223-1554

事業運営資金の融資を受けたい

- ・通常の事業運営に資金が必要なとき ①事業促進融資
- ・小規模事業者で事業運営に資金が必要なとき ②小規模企業サポート融資
③小規模企業強化融資

起業・創業したい

- ・新規に開業するとき ④起業家支援融資

事業を引き継ぎたい

- ・事業承継のための資金が必要なとき ⑤事業承継支援融資

新たな事業展開を図りたい

- ・医療機器・介護機器分野に関連する事業のための資金が必要なとき ⑨医療機器関連分野支援融資
- ・観光産業で地域資源を活かした取組みを行うとき ⑩観光産業振興融資
- ・業種転換、経営多角化、新技術・新製品の研究開発、企業化等の資金が必要なとき ⑥新分野進出支援融資
- ・成長分野等に関連する事業のための資金が必要なとき ⑦成長やまなし応援融資
- ・企業立地のための資金が必要なとき ⑧企業立地促進融資

生産性向上、働き方改革を図りたい

- ・生産性向上、働き方改革に取り組むとき ⑦成長やまなし応援融資

資金繰りを改善したい

- ・取引先が倒産し売掛金が回収不能となったとき ⑪経済変動対策融資
(連鎖倒産防止関係)
- ・最近3か月の売上高が前年同期比5%以上落ち込んで ⑪経済変動対策融資
いるとき、又は、仕入価格が上昇しているときなど (不況業種対策関係)
(経済危機・災害復旧関係)

経営改善に取り組みたい

- ・中小企業活性化協議会等の支援を受けて事業再生に取り組むとき . . . ⑫経営再生支援融資
- ・金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ経営改善に . . . ⑬経営力強化支援融資
取り組むとき

環境対策等に取り組みたい

- ・環境対策のための資金が必要なとき ⑭環境対策融資
- ・福祉に配慮した設備を整備するための資金が必要なとき . . . ⑮福祉のまちづくり推進融資

山梨県商工業振興資金 融資制度

設備＝設備資金、運転＝運転資金、一企業限度＝設備資金、運転資金あわせた企業融資限度額

資金名	融資名	融資対象	資金使途	年利率	保証料率	貸付限度額 償還期間 (据置期間)	担保保証人
事業 生活 性 化 支 援 資 金	① 事業促進 融資	中小企業者等	事業運営に必要な資金	責任共有 2.2%	0.225% ～0.95% (県の補助後 の料率)	設備 5,000万円 7年以内 (1年以内) 運転 2,000万円 5年以内 (1年以内) 一企業限度 5,000万円	金融機関又は信用保証協会 の定めるところによる
	② 小規模企業 サポート 融資	常時使用する従業員の数が20人(商業または宿 泊業及び娯楽業を除くサービス業にあつては5人) 以下の法人・個人等 [中小企業信用保険法第2条第3項の小規模企業 者] (NPO法人は対象外)	事業運営に必要な資金 (本融資申込額と保証協会の既保証債務 残高の合計が2,000万円以下であること)	全部保証 1.8%	0.25% ～1.1% (県の補助後 の料率)	設備 2,000万円 10年以内 (1年以内) 運転 2,000万円 7年以内 (1年以内) 一企業限度 2,000万円	原則として無担保 原則として法人代表者以外 の連帯保証人は不要
	③ 小規模企業 強化融資	常時使用する従業員の数が20人(商業または宿 泊業及び娯楽業を除くサービス業にあつては5人) 以下の法人・個人等	事業運営に必要な資金	責任共有 1.8%	0.45% ～1.9%	設備 2,000万円 10年以内 (1年以内) 運転 2,000万円 7年以内 (1年以内) 一企業限度 2,000万円	金融機関又は信用保証協会 の定めるところによる
	④ 起業家 支援融資	次のいずれかに該当する者 ①新規に事業を始めようとする者又は 開業後5年未満の者 ②分社化しようとする者又は分社化後 5年未満の者	開業、分社化等に必要な資金 (ただし、NPO法人、医療法人は対象外)	全部保証 1.6%	0.45% 又は0.65% (県の補助後 の料率)	設備 3,500万円 10年以内 (1年以内) 運転 3,500万円 10年以内 (1年以内) 一企業限度 3,500万円	担保:不要 原則として法人代表者以外 の連帯保証人は不要 スタートアップ創出促進保証 制度を申し込む場合、法人 代表者の連帯保証人は不要
		女性・若者・シニア支援枠 融資対象①の者で、女性・若者(34歳以下)・シニア(55歳以上)のいずれかである場合		全部保証 1.4%			
		移住者支援枠 融資対象①の者で、県内に移住後5年を経過していない場合		全部保証 1.3%			
	⑤ 事業承継 支援融資	次のいずれかに該当する中小企業者等 ①中小企業経営承継円滑化法に基づく 県の認定を受けて事業承継を行う者(※) ②事業承継・引継ぎ支援センター又は 専門家の支援を受けて事業承継計画 を策定し、実行する者 ③M&Aにより事業承継を行う者	事業承継に必要な資金 (※)融資対象①については、認定を受けた 中小企業の代表者個人も融資対象	責任共有 1.5%	0.1% ～0.95% (県の補助後 の料率)	設備 1億円 10年以内 (2年以内) 運転 5,000万円 5年以内 (1年以内) 一企業限度 1億円	金融機関又は信用保証協会 の定めるところによる
	⑥ 分野 新進出 支援 融資	中小企業者等	①他の業種への転換又は品種転換に 必要な資金 ②多角化経営に必要な資金 ③営業譲受等を行う資金 ④中小企業等経営強化法の 経営革新計画認定に基づく資金 ⑤デザイン及び新技術・新製品等の研究 開発や企業化・商品化に必要な資金 ⑥企業体質強化のための販路開拓等 (海外を含む)に必要な資金	責任共有 1.6%	0.225% ～0.95% (県の補助後 の料率)(注1) (注1)山梨県信用保証協会独自制度、 「ニュービジネス保証」制度と併用の場合 0.15%～0.875%	設備 8,000万円 10年以内 (2年以内) 運転 3,000万円 5年以内 (1年以内) 一企業限度 8,000万円	

資金名	融資名	融資対象	資金使途	年利率	保証料率	貸付限度額 償還期間 (据置期間)	担保保証人
事業活性化支援資金	⑦ 成長・産業・地域活性化支援融資	次のいずれかに該当する中小企業者等 ①生産性向上に関連する認定等を取得するなどしているもの ②働き方改革に関連する認定等を取得するなどしているもの ③成長分野に関係する事業を営むもの ④SDGsの取組を推進しようとするもの	事業運営に必要な資金 (融資対象によっては、資金使途に定めがある場合があります)	責任共有 1.6%	0.225% ～0.95% (県の補助後の料率)	設備 1億円 10年以内 (1年以内) 運転 2,000万円 5年以内 (1年以内) 一企業限度 1億円	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる
	⑧ 企業立地促進融資	次のいずれかに該当する者 ①工業団地等に立地しようとする企業 ②県外から県内に事業所等を移転しようとする事業者	立地するために必要な資金	責任共有 0.8%	0.225% ～0.95% (県の補助後の料率)	設備 5億円 10年以内 (3年以内) 土地取得費を含む	
特定産業振興資金	⑨ 医療機器産業支援融資	中小企業者等	医療機器・介護機器関連分野に関係する製品(関連する部品を含む)の研究開発、製造又は販路開拓を行うために必要な資金	責任共有 1.6%	0.225% ～0.95% (県の補助後の料率)	設備 1億円 10年以内 (1年以内) 運転 2,000万円 5年以内 (1年以内) 一企業限度 1億円	
	⑩ 観光産業振興融資	地域資源や「やまなしブランド」を活用する観光産業関連の中小企業者等	収益性の向上を図るための資金	責任共有 1.6%	0.225% ～0.95% (県の補助後の料率)	設備 1億円 10年以内 (2年以内) 運転 2,000万円 5年以内 (1年以内) 一企業限度 1億円	
経営安定資金	⑪ 経済変動対策融資	連鎖倒産防止	取引先企業の倒産等による連鎖倒産防止に必要な資金	責任共有 償還期間 5年以内 1.6% 10年以内 1.8%	0.45% ～1.9% 中小企業信用保険法第2条第5項第1号【SN1号】 (大型倒産)の場合 ・全部保証 ・年利率 5年以内 1.4% 10年以内 1.6% ・保証料率 0.9%	運転 8,000万円 10年以内 (1年以内)	
		不況関係対策	中小企業信用保険法第2条第5項第5号の要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた者【SN5号】 (中小企業庁HP) https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html	責任共有 償還期間 5年以内 1.4% 10年以内 1.6%	0.8%	運転 5,000万円 10年以内 (1年以内)	
		経営安定化	次のいずれかに該当する中小企業者等 ①最近3か月間の売上高等が前年同期と比べ20%以上減少している者 ②最近1か月間の売上高等が前年同期と比べ20%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が20%以上減少見込みの者 ③中小企業信用保険法第2条第5項第7号、第8号に該当する者【SN7号、SN8号】	責任共有 1.7%	0.45% ～1.9% (③の場合 0.75%)	運転 2,000万円 10年以内 (1年以内)	
		経営環境変動	次のいずれかに該当する中小企業者等 ①最近3か月間の売上高又は受注量が前年同期と比べ5%以上減少している者 ②原油や原材料価格の高騰により、最近3か月間の売上高に占める「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合が前年同期に比べ増加している者	責任共有 償還期間 5年以内 1.6% 10年以内 1.8%	0.45% ～1.9%	運転 5,000万円 10年以内 (1年以内)	

資金名	融資名	融資対象	資金使途	年利率	保証料率	貸付限度額	償還期間 (据置期間)	担保保証人
経営安	⑪ 経済変動対策 融資	中小企業信用保険法第2条第5項第4号の要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた者【SN4号】 (中小企業庁HP) https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.html		全部保証 1. 5%	0. 9%	設備 5,000万円	10年以内 (1年以内)	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる
		激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定に基づく指定区域内において、事業実績があり、かつ、同法の指定災害により直接被害を受けたことについて市町村長から証明を受けた中小企業者等				運転 5,000万円	10年以内 (1年以内)	
		中小企業信用保険法第2条第6項で定める特例中小企業者として市町村長から認定(※)を受けた中小企業者等 ※認定要件 国が認めた大規模な経済危機又は災害等により、原則として1カ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後の2カ月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる者				一企業限度 5,000万円		
	東日復本興大関係災	次のいずれかに該当する中小企業者等 ①被災区域内に事業所を有し、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により当該事業所に直接損害を受けた者 ②平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際し、警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域内に事業所を有する者 ③被災区域内で震災前から継続して事業を行っている者で、震災の影響を受けた後、原則として最近3カ月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期比10%以上減少している者		全部保証 1. 5%	0. 8%	設備 5,000万円	10年以内 (1年以内)	
						運転 5,000万円	10年以内 (1年以内)	
定資金	⑫ 経営再生支援融資	経営サポート会議による検討や中小企業活性化協議会等の支援を受けつつ策定された事業再生計画を実施し、事業再生計画実施関連保証を利用する中小企業者	事業再生の計画の実施に必要な資金	責任共有 全部保証(注2) 2. 2%	0. 8% 又は1. 0%	設備 5,000万円	10年以内 (1年以内)	
			(注2)全部保証(100%保証)の既往借入金を同額以内で借り換える場合に限る。			運転 5,000万円	10年以内 (1年以内)	
	⑬ 経営力強化支援融資	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに実行及び進捗の報告を行う中小企業者	事業計画の実施に必要な資金 但し、セーフティネット5号の利用は、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限りま。す。 (注3)	責任共有 1. 7%	一般保証 0. 45% ～1. 75% SN5号 0. 8%	設備 1億円	7年以内 (1年以内)	一企業限度 1億円
		(注3)【新型コロナウイルス感染症関連保証を付した県制度融資】 ・経済変動対策融資(新型コロナウイルス感染症対策関係)(ゼロゼロ融資)に係る既往借入金 ・新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資に係る既往借入金 ・経済変動対策融資(経済危機・災害復旧関係)(SN4号、危機関連保証(いずれも新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。))に係る既往借入金 ・新型コロナウイルス感染症関連借換融資(SN4号)に係る既往借入金 ・新型コロナウイルス感染症関連借換融資(SN5号:危機関連指定期間期間中に信用保証協会が受付・実行したものに限る。)に係る既往借入金 ・経済変動対策融資(不況業種関係)(危機関連指定期間中に保証協会が受付・実行したものに限る。)に係る既往借入金 ※危機関連指定期間＝R2.2.1～R3.12.31					運転 1億円	5年以内 (1年以内)

※被災区域(政令で指定)
岩手県、宮城県、福島県の全域
青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県の一部

資金名	融資名	融資対象	資金使途	年利率	保証料率	貸付限度額	償還期間 (据置期間)	担保保証人
環境 等 対 策 資 金	⑭ 環 境 対 策 融 資	中小企業者等	①事業活動で生じる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害を防止するための施設整備に要する資金	責任共有 1.9%	0.45% ～1.9%	設備 5,000万円	7年以内 (1年以内)	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる
			②ISO14000認定取得のための施設・設備の整備に要する資金					
			③地震災害の防止対策のための施設・設備の整備に要する資金					
			④特定防火対象物の防火対策のために必要な施設・設備の改善に必要な資金					
			⑤リサイクル等に資する施設・設備の整備に要する資金					
			⑥自動車等に係る粒子状物質減少装置の整備に要する資金					
			⑦山小屋等のトイレの整備に要する資金			設備 5,000万円	10年以内 (1年以内)	
		脱炭素枠 右の資金使途に該当する場合	⑧産業廃棄物を処理するための施設・設備の整備に要する資金及び産廃業者の運転資金			設備 2億円	10年以内 (2年以内)	
						運転 2,000万円	7年以内 (2年以内)	
						一企業限度 2億円		
	⑮ 福 祉 の ま ち づ くり 推 進 融 資	中小企業者等	⑨「代替フロン」「脱フロン」のための設備整備に要する資金	責任共有 1.6%	0.45% ～1.9%	設備 5,000万円	10年以内 (1年以内)	
			⑩EV・FCV・低排出ガス車に認定された自動車の購入に要する資金					
			⑪省エネルギー・再生可能エネルギーに資する施設・設備の整備に要する資金			設備 1億円	10年以内 (1年以内)	
	⑮ 福 祉 の ま ち づ くり 推 進 融 資	中小企業者等	⑫水素エネルギーを活用した施設・設備の整備に要する資金	責任共有 0.8%	0.45% ～1.9%	設備 1億円	10年以内 (1年以内)	
						設備 3,000万円	7年以内 (1年以内)	

※「責任共有」とは、信用保証のリスクを信用保証協会と金融機関が負担する制度です。「全部保証」とは信用保証協会が100%保証(金融機関のリスク負担はゼロ)する制度です。

※保証を条件としない場合の利率は、責任共有の利率に0.1%上乗せした利率となります。

※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、上記信用保証料に0.25～0.45%の保証料が上乗せとなります。保証要件等については信用保証協会にお問い合わせください。

成長やまなし応援融資 対象一覧

区分	融資対象	認定制度などについてのお問合せ先・電話番号
生産性向上	(1) 中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」の認定事業者 (2) BCP を作成または見直し、その内容が事業継続のための取組として適切なものであることについて、山梨県中小企業団体中央会の確認を受けた事業者 (3) 「事業継続力強化計画」、「連携事業継続力強化計画」の認定事業者 (4) 「豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度」の認証（アドバンス認証又はプレミアム認証）を受けた事業者	(1) 各市町村の産業振興部署 (2) 山梨県中小企業団体中央会連携組織課 055-237-3215 (3) 関東経済産業局 中小企業課 048-600-0321 (4) 山梨県 産業人材課 055-223-1566
働き方改革	(5) YAMANASHI ワーキングスタイルアワードを受賞した事業者 (6) 「やまなし人口減少危機突破共同宣言」賛同事業者 (7) 「やまなし共育未来宣言」参加事業者	(5) 山梨県 産業人材課 055-223-1566 (6) 山梨県 人口減少危機対策課 055-223-1845 (7) 山梨県 人口減少危機対策課 055-223-1845
子育て女性活躍	(8) 「山梨えるみんな」の認定事業者 (9) 男女共同参画推進事業者等表彰を受けた事業者 (10) 「くるみんな」、「プラチナくるみんな」の認定事業者 (11) 「えるぼし」の認定事業者	(8) 山梨県 男女共同参画・多様性推進課 055-223-1358 (9) 山梨県 男女共同参画・多様性推進課 055-223-1358 (10) 山梨労働局 雇用環境・均等室 055-225-2851 (11) 山梨労働局 雇用環境・均等室 055-225-2851
若者・障害者雇用	(12) 「ユースエール」の認定事業者 (13) 「もにす」の認定事業者 (14) 障害者雇用優良事業所等表彰を受けた事業者	(12) 山梨労働局 職業安定課 055-225-2857 (13) 山梨労働局 職業対策課 055-225-2858 (14) 山梨県 産業人材課 055-223-1566
健康、安全衛生	(15) 「やまなし健康経営優良企業」の認定事業者 (16) 「健康経営優良法人」の認定事業者 (17) 「安全衛生優良企業」の認定事業者	(15) 山梨県 健康増進課 055-223-1493 (16) 経済産業省 ヘルスケア産業課 03-3501-1511 (17) 山梨労働局 健康安全課 055-225-2855
地域貢献	(18) 「消防団協力事業所」の認定事業者（2年以内）	(18) 各市町村の消防関連部署
成長分野	(19) 以下の分野に関係する事業を営むもの ① 水素・燃料電池関連産業 ② 地域資源や「やまなしブランド」を活用する製造業、商業・サービス業（観光産業振興融資の対象となるものを除く） ③ 県産の農林水産物を活用した製品の製造・加工・販売関連産業 ④ クリーンエネルギー関連産業 (20) やまなしトライアル発注商品等認定制度の認定事業者（設備資金は、認定された商品等に係るものに限りまゝ。）	(19) 山梨県 産業振興課 055-223-1554 (20) 山梨県 スタートアップ・経営支援課 055-223-1544
SDGs	(21) 「やまなしSDGs登録制度」の登録事業者	(21) 山梨県 政策調整グループ 055-223-1553

注 認定などの有効期間の定めがあるものは、その期間内であるもの、定めがないものは、原則として認定を受けてから3年以内のものが対象です。

融資申込時 必要書類一覧

県が定める様式は、全て県ホームページでダウンロードできます。(「山梨県 商工業振興資金 様式」で検索又は以下のリンクを参照)
 県ホームページへのリンク https://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-sin/youryo_youkou_youshiki.html

区分	事業促進 融資	小規模 企業 サポート 融資	小規模 企業 強化融資	起業家 支援融資	事業承継 支援融資	新分野 進出支援 融資	成長 やまなし 応援融資	企業立地 促進融資	医療機器 関連産業 支援融資	観光産業 振興融資	経済変動対策融資						経営再生 支援融資	経営力 強化支援 融資	環境対策 融資	福祉の まちづくり 推進融資
											連鎖倒産 防止関係	不況業種 対策関係	経営 安定化 特別関係	経営環境 変動対策 関係	経済危機 ・ 災害復旧 関係	東日本大 震災復興 関係				
申込書(様式No.1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○	○
条件変更申込書(様式No.1-2) ※条件変更の場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
財務書類(直近2期の決算書) (※は事業開始後1年以上経過の場合)	○	○	○	○※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
納税証明書 (県税に未納の税額のないことの証明書)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
診査書 (商工会議所若しくは商工会) (※は指定の成長分野に係るものに限る)	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○									○	
見積書 (設備資金のみ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○
証明書(建築基準法等により許可を必要とする場合、関係省庁の発行したもの)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○	○	○
承諾書(新築、増改築する店舗等が借家、借地の場合、所有者が作成したもの)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○	○	○
許可等の写し (必要な業種に限る)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市町村長が発行する認定書 (※は必要な場合に限る)											○※	○	○※		○	○		○※		
申立書											○		○	○						
市町村長が発行する罹災証明書 (※は必要な場合に限る)															○	○				
事業計画書 (※は必要な場合に限る)				○	○	○	○※	○	○	○							○		○	○
事業行動計画書																		○		
要件に該当することが確認できる資料 (必要な場合に限る)				○			○													
金融機関等意見書						○														
支援内容を証明する書面 (※は必要な場合に限る)					○※															
運転資金使途明細書						○														
「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書																		○		

- ・申込者がNPO法人である場合、上記書類に加えて、特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等が必要になります。
- ・借換の場合は、通常の新規融資の申込みと同様に申込書(様式No.1)、各融資における必要書類に加え、事業計画書、金融機関の同意書を添付して申込んでください。

各種制度のご案内

短期事業資金(運転資金)

融資対象	年利率	貸付期間	貸付限度額	取扱窓口
従業員数20人以下の小規模企業者	責任共有 1.7% 保証なし 1.8%	6ヶ月以内	法人、個人とも、 500万円	山梨中央銀行・信用金庫・ 信用組合
事業協同組合等	責任共有 1.5% 保証なし 1.6%		7,000万円	商工中金
事業協同組合等の構成員	責任共有 1.7% 保証なし 1.8%		500万円	

※ 商業・サービス業は5人以下

設備貸与制度

()は、特別料率

融資対象	区分	料率	貸与期間	限度額	取扱窓口
従業員数20人以下の小規模企業者等※	割賦	2.00% (1.4%又は2.6%)	10年以内 (据置1年以内)	100万円 ～1億円	やまなし産業支援機構 電話 055-243-1888
	リース料率	2.959～1.001% (2.928～0.973%) 又は (2.990～1.028%)	3年～10年		
中小企業者	割賦	2.05% (1.45%又は2.65%)	10年以内 (据置1年以内)		
	リース料率	2.962～1.003% (2.930～0.975%) 又は (2.993～1.030%)	3年～10年		

※ 商業・サービス業は5人以下

信用保証協会のご案内

山梨県信用保証協会は、中小企業のみなさんが、金融機関から融資を受けられる場合に、みなさんの保証人となって借入れを容易にすることを目的に設立された公共機関です。

山梨県信用保証協会

本 所 甲府市飯田 2-2-1 (中小企業会館内) (055)235-9700(代)
富士吉田支店 富士吉田市下吉田 2-31-14 (0555)22-0992(代)

◎ 山梨県信用保証協会では、おおむね次の条件を満たした中小企業者を対象としております。

規模 (資本金額と常時使用する従業員数)

業種	資本金	従業員
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

※規模は資本金か従業員のうち、どちらか一方が適合していればよいことになっています。

※事業協同組合等も対象となります。

※一部保証の対象とならない業種がありますので、保証協会または金融機関にお尋ねください。

※製造業等には、運送業、建設業、鉱業を含みます。

◎ 山梨県信用保証協会では、一般保証や根保証などさまざまな信用保証を用意しています。

また、一般保証とは別枠で利用できる特例保証制度もあります。

◎ ご負担いただくのは信用保証料だけです。県の制度融資ご利用時の信用保証料は、原則として年率 1.90%以内です。